

千代田区告示第 57 号

指定納付受託者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項に規定する指定納付受託者を次のように指定したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 8 年 4 月 15 日

千代田区長 樋口 高顕

記

1 指定納付受託者の名称及び所在地

ソフトバンク株式会社
東京都港区海岸一丁目 7 番 1 号
東京ポートシティ竹芝オフィスタワー

2 指定納付受託者に納付させる歳入

- (1) 地域振興部雑入
- (2) 政策経営部雑入
- (3) 一般寄付金
- (4) 各種行政証明手数料

3 指定日及び指定期間

- (1) 指 定 日 令和 8 年 4 月 15 日
- (2) 指定期間 令和 8 年 4 月 15 日から令和 9 年 3 月 31 日まで